

作業環境測定法の目的等を踏まえた現実的なデザイン

環境・健康

測定の義務付けがある特定粉じん作業と義務付けがない粉じん作業が混在する作業場、有機溶剤業務が混在する作業場、少量・多品種の測定対象物質を取り扱う試験研究業務の作業場等での作業環境測定時、特別規則（粉じん則、有機則、特化則など）、告示（作業環境測定基準、作業環境評価基準）等に基づくデザインが困難な場合が多々あります。

このような場合、下記の作業環境測定法の目的「適正な作業環境を確保し、もって職場における労働者の健康を保持すること」と作業環境測定におけるデザインの解釈例規「測定対象作業場の作業環境の実態を明らかにするために、当該作業場の諸条件に即した測定計画を立てること」を踏まえた現実的なデザインを行うことが望まれます。

作業環境測定法の目的

作業環境測定法 第1条

この法律は、労働安全衛生法と相まって、作業環境の測定に関し作業環境測定士の資格及び作業環境測定機関等について必要な事項を定めることにより、適正な作業環境を確保し、もって職場における労働者の健康を保持することを目的とする。

作業環境測定におけるデザインの解釈例規

通達（昭和50年8月1日付け基発第448号）

「デザイン」とは、測定対象作業場の作業環境の実態を明らかにするために、当該作業場の諸条件に即した測定計画をたてることをいう。

kes サポート

目的	課題	kesサポート
把握	作業環境への有害物の発散状況	作業環境測定
	作業者の有害物のばく露状況	個人ばく露モニタリング
	既設の局所排気装置の性能	局所排気装置性能検査
改善	作業環境への有害物の発散抑制	排・換気設備の改善・設置
	有害物の体内侵入防止	呼吸用保護具、保護手袋等の使用
教育	有害物取扱い作業者の衛生意識の向上	労働衛生教育